

表題部 (土地の表示)		調製	平成20年3月17日	不動産番号	3202000148372
地図番号	376	筆界特定	余白		
所在	津久見市大字津久見字道畑			余白	
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
1258番	田	99		余白	
1345番	宅地	349.99		平成1年6月10日土地区画整理法による換地処分 他の従前の土地1261番1、1263番、1267番1、1267番3 〔平成1年7月7日〕	
余白	余白	余白		平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記 平成20年3月17日	
余白	余白	350.28		③錯誤 〔令和5年3月3日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	土地区画整理法の換地処分による所有権登記	平成1年7月7日 第1726号	所有者 東京都千代田区紀尾井町3番29号 警察共済組合 順位6番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人住所変更	平成24年7月12日 第2576号	原因、平成14年11月13日主たる事務所移転 主たる事務所 東京都千代田区三番町6番8 代位者 大分県 代位原因 平成24年4月1日譲与による所有権移転登記請求権
	余白	余白	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記 平成20年3月17日
2	所有権移転	平成24年7月12日 第2577号	原因 平成24年4月1日譲与 所有者 大分県



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和5年3月7日
大分地方法務局佐伯支局

登記官

尾々野宏二



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表題部 (土地の表示)		調製	平成20年3月17日	不動産番号	3202000148373
地図番号	375、376	筆界特定	余白		
所在	津久見市大字津久見字道畑			余白	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
985番	田	119		余白	
1346番	宅地	370	61	平成1年6月10日土地区画整理法による換地処分 他の従前の土地991番、1006番 [平成1年7月7日]	
余白	余白	余白		平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記 平成20年3月17日	
余白	余白	371	23	③錯誤 [令和5年3月3日]	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	土地区画整理法の換地処分による所有権登記	平成1年7月7日 第1726号	所有者 東京都千代田区紀尾井町3番29号 警察共済組合 順位9番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人住所変更	平成24年7月12日 第2576号	原因 平成14年11月13日主たる事務所移転、 主たる事務所 東京都千代田区三番町6番8 代位者 大分県 代位原因 平成24年4月1日譲与による所有権移転登記請求権
	余白	余白	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記 平成20年3月17日
2	所有権移転	平成24年7月12日 第2577号	原因 平成24年4月1日譲与 所有者 大分県



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和5年3月7日
大分地方法務局佐伯支局

登記官

尾々野宏二



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表題部 (主である建物の表示)		調製	平成20年3月17日	不動産番号	3202000097343
所在図番号	余白				
所在	津久見市大字津久見字道畑 1346番地、1345番地			余白	
家屋番号	1346番			余白	
①種類	②構造	③床面積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
共同住宅	鉄筋コンクリート造セメント瓦葺3階建	1階	136.00	昭和63年3月15日新築	
		2階	136.00		
		3階	136.00		

表題部 (附属建物の表示)				
符号	①種類	②構造	③床面積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕
1	倉庫	コンクリートブロック造陸屋根平家建	30.75	余白
2	自転車置場	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	9.50	余白
3	自転車置場	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	9.50	余白

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
2	所有権移転	平成24年7月12日 第2577号	原因 平成24年4月1日譲与 所有者 大分県



これは登記記録に記録されている現に効力を有する事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和5年1月11日
大分地方務局佐伯支局

登記官

尾々野 宏 二



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。